

社会福祉法人経営実務検定試験規則

- 第1条 この法人は、この規則により全国一斉に社会福祉法人経営実務検定試験（以下、「検定試験」という。）を行う。
- 第2条 検定試験は筆記によって行い、受験資格を制限しない。
- 第3条 検定試験は、経営管理、会計1級、会計2級、会計3級、入門の5科目とする。
- 第4条 検定試験の各科目の実施回数は下記のとおりとし、その日時及び場所は施行のつどこれを定める。
- ①経営管理（年1回）
 - ②会計1級（年1回）
 - ③会計2級（年1回）
 - ④会計3級（年1回）
 - ⑤入 門（年2回）
- 第5条 検定試験の各科目の制限時間・大問数を次のように定める。
- ①経営管理 90分(4問)
 - ②会計1級 100分(4問)
 - ③会計2級 90分(4問)
 - ④会計3級 60分(4問)
 - ⑤入 門 60分(5問)
- 第6条 検定試験の各科目の標準開始時間・標準終了時間を次のように定める。
- ①経営管理 13時30分から15時00分
 - ②会計1級 11時00分から12時40分
 - ③会計2級 13時30分から15時00分
 - ④会計3級 11時00分から12時00分
 - ⑤入 門 9時30分から10時30分
- ただし、天災、交通機関の遅延等により、上記の時間に開始できないときは、各試験会場の試験実施責任者において「開始時間変更に関する申請書」を提出することとする。
- 第7条 検定試験は各級とも1科目100点を満点とし、全科目得点70点以上を合格とする。ただし、各級・各科目とも、設問のうちひとつでも0点の大問がある場合には不合格とします。

第8条 経営管理と会計1級を共に合格した場合には、「社会福祉法人経営実務マイスター」の登録資格を有する者とする。

2 前項の場合において、単科のみ合格した者に対しては、その申請により、その後に行われる試験において当該科目の試験を免除する。

第9条 検定試験に合格した者には、各級により以下の合格証書を交付する。

- ・経営管理合格者には、「社会福祉法人経営実務検定試験 経営管理科目合格」
- ・会計1級合格者には、「社会福祉法人経営実務検定試験 会計1級科目合格」
- ・会計2級合格者には、「社会福祉法人経営実務検定試験 会計2級科目合格」
- ・会計3級合格者には、「社会福祉法人経営実務検定試験 会計3級科目合格」
- ・入門合格者には、「社会福祉法人経営実務検定試験 入門科目合格」

第10条 受験手続き及び受験料については別にこれを定める。

第11条 本規則の改廃は、理事会が決定する。

特 則（経過措置）

旧試験制度における合格者の新試験制度での取扱いは以下のとおりとする。

(1) 旧試験制度の「上級簿記（上級簿記と財務管理の2科目合格者）」の取扱い

旧試験制度の「上級簿記」科目と新試験制度「会計1級」科目、旧試験制度の「財務管理」科目と新試験制度「経営管理科目」の財務管理部分は各々同等レベルと見做し、追加的に新試験制度の「経営管理のガバナンス部分」のみ知識習得を目的として以下の2条件にいずれかを満たした場合には「社会福祉法人経営実務マイスター」の登録資格を有するものとする。

- 新試験制度の「入門」科目に合格した者
- 当会指定の研修をNET等により受講し、研修レポートを提出した者

(2) 旧試験制度の「上級簿記」科目合格者の取扱い

旧試験制度の「上級簿記」科目は新試験制度の「会計1級」科目と同等レベルと見做し、追加的に以下の条件を満たした場合には「社会福祉法人経営実務マイスター」の登録資格を有するものとする。

- 新試験制度の「経営管理」科目に合格した者

(3) 旧試験制度の「財務管理」科目合格者の取扱い

旧試験制度の「財務管理」科目は新試験制度の「経営管理の財務管理部分」と同等レベルと見做し、追加的に以下の2条件を満たした場合には「社会福祉法人経営実務マイスター」の登録資格を有するものとする。

- 新試験制度の「会計1級」科目に合格した者
- 新試験制度の「入門」科目に合格した者又は当会指定の研修をNET等により受講し、研修レポートを提出した者

(4) 旧試験制度の「中級簿記」合格者の取扱い

旧試験制度の「中級簿記」と新試験制度の「会計２級」は同等レベルと見做すものとする。

(5) 旧試験制度の「初級簿記」合格者の取扱い

旧試験制度の「初級簿記」と新試験制度の「会計３級」は同等レベルと見做すものとする。

附則

本規則は、平成３１年４月１日から施行する。(平成３１年３月２９日理事会議決)

改正規則は、令和２年２月１日から施行する。(令和２年１月２５日理事会議決)

改正規則は、令和３年１月１６日理事会決議(令和３年２月１日から施行)

改正規則は、令和４年１月２２日理事会決議(令和４年２月１日から施行)

改正規則は、令和４年２月２１日理事会決議(令和４年２月２１日から施行)

改正規則は、令和５年１月２１日理事会決議(令和５年１月２１日から施行)